

■稚内市空家等対策協議会の公募委員を募集

市では、市民の積極的な意見を空家等対策に反映させていくことを目的に委員の一般公募を次のとおり行います。

募集人員

1名

募集期間

2月20日(火)から
3月21日(木)まで

申込方法

都市整備課に申込書を提出してください。

選考方法

稚内市公募委員選考委員会で選考します。

任期

委嘱した日から令和8年3月31日(火)まで

問い合わせ

市都市整備課建築指導グループ

会議出席ごとに日額支給

☎23・6466

■彼岸時期の「稚内霊苑へのお墓参り」について

市では、3月の彼岸時期に稚内霊苑へお墓参りに行く市民の方を対象に、送迎車両を運行します。

申し込み期限

3月8日(金)まで

運行期間

3月19日(火)～21日(木) 利用する場合、事前の申し込みが必要です。期限までに生活衛生課へ申し込みください。

利用について

出発時間の10分前までに市役所ロビーに集合してください。

送迎は霊苑入口までです。送迎車両は霊苑内で待機しています。お墓参り後は車内でお待ちください。お墓参りに時間がかかり、

■北方領土早期返還実現へ 署名にご協力を!

1月21日～2月20日は「北方領土の日」特別啓発期間です。

わが国固有の領土である北方四島(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)の早期返還実現のため、各種啓発活動や署名運動など様々な活動が行われています。本市でも、市役所1階受付において署名簿を設置しています。

市民の皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ

市総務防災課総務・統計グループ

☎23・6235



障害者差別解消法が変わります!

令和6年4月1日から事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。

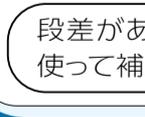
「合理的配慮の提供」とは、障害のある方から「社会的なバリア(障壁)を取り除いてほしい」との意思が伝えられた際に行政機関や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることです。

「合理的配慮の提供」を通じて、「共生社会」の実現を目指しましょう。

「合理的配慮」の具体例



意思を伝え合うために、絵や写真、タブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

■令和6年度「し尿汲み取り」のお知らせ

し尿汲み取りは「事前申し込み制」です。収集地区ごとに申込期限が異なるため、左表を確認し、期限までに申し込みください。

料金は、汲み取りの際にお渡しする「納入通知書」でお近くの金融機関や各支所

【地区ごとの申し込み期限】

収集地区	申し込み期限
宝来・港・末広・新港町・大黒 こまどり・朝日・はまなす 声問 宗谷岬・東浦 富磯・宗谷・清浜	3月15日(金)まで
恵比須・中央・開運 潮見・栄 曲淵・川南・豊別・天興 沼川・川西・曙 樺岡・上声問	4月12日(金)まで
ノシャップ・富士見・西浜 緑・萩見・富岡・若葉台 下勇知・抜海・ウトネベツ 更喜苦内・上勇知 増幌・恵北	5月17日(金)まで

臨時汲み取りについて
臨時汲み取りは、毎月3回(1日・10日・20日)です。定期汲み取りを申し込んでいる方で、次の定期汲み取りまで間に合わない等、臨時汲み取りを希望する方は、臨時汲み取りの4日前までに申し込みください。

消費生活モニターを募集します
市では、令和6年度稚内市消費生活モニターを募集します。
対象/市内在住の18歳以上の市民の方
内容/生活関連物資の小売価格、出回り状況の月例調査、報告(毎月20日、47品目)・食料品に表示されている内容量が適正かどうか調査する「試買量目調査」やアンケートなど、消費生活の安定向上のための施策等への協力
任期/令和6年4月1日～令和7年3月31日
謝礼/年額3万円(年2回に分けて支給)
募集人員/6人
募集期限/3月1日(金)まで
選考方法/年齢、家族構成、地域・調査店舗等を考慮して行い、結果は3月中旬に通知します。
※北海道消費生活モニターも募集します。詳細は問い合わせください。
申し込み・問い合わせ/市生活衛生課市民生活グループ
☎23・6413